

1. 取扱店登録について

- 1-1 Q. 取扱店に登録する条件や遵守する事項はありますか？  
A. 市内の事業所であれば業種を問わず取扱店として登録できます。別に定める利用者規約を遵守して頂くことが条件となります。
- 1-2 Q. 同じ経営者が複数店舗登録する場合は店舗数分の申込書の提出が必要ですか？  
A. 振込先ごとに申込書を提出して下さい。複数店舗の決済を一つの口座に振り込む場合は申込書中、一覧記載名に各店舗の名称を列記して下さい。
- 1-3 Q. 事業所の登録区分はありますか？  
A. 一般事業所と応援事業所に分けて登録されます。ただし、この区分は、プレミアム付ミラペイでのみ有効で、追加チャージコインや行政コインは全取扱店で使用できます。
- 1-4 Q. 一般事業所と応援事業所の登録区分はどのように判断されますか？  
A. 一般事業所は、日本標準産業分類の小分類又は細分類が  
5611 百貨店・総合スーパー  
5891 コンビニエンスストア  
593 機械器具小売業のうち大企業（家電量販店）  
6031 ドラッグストア  
6051 ガソリンスタンド  
6091 ホームセンター  
の事業所様です。それ以外は全て応援事業所となります。  
事業所様で判断が難しい場合は、現況を聞き取り上、事務局で判断させていただきます。
- 1-5 Q. チャージはどうすればできますか？  
A. R3.10 から店舗の決済アプリ上でチャージできます。ただし、チャージを取り扱うか取り扱わないかは事業者様の判断にお任せします。また、チャージは、現金チャージのみとなっております。

2. 決済環境について

- 2-1 Q. 決済端末は、事業者で用意しなくてははいけませんか？  
A. はい。事業者様でご用意をお願いします。一般的なスマホ又はタブ

レットで通信環境があれば決済可能です。既にご使用のスマホでもアプリをインストールして使用できます。必要スペックは、カメラが付いている端末で、OS のバージョンは、Android 端末の場合は Android6 以上、iPhone 端末の場合は iOS12 以上である必要があります。

- 2-2 Q. 決済端末の用意ができません。事務局で用意してもらえますか？  
A. 決済専用端末（スマホ）のレンタルは可能です。月額 2,200 円（税込）の負担は事業者様でお願いします。
- 2-3 Q. 決済アプリはどのようにダウンロードすればよいですか？  
A. Android 版と iOS 版が用意されていますので、GooglePlay 又は AppStore からダウンロードして下さい。「ミラペイ」で検索すると表示されます。
- 2-4 Q. 決済端末は 1 店舗で複数同時に使用できますか？  
A. 同時に使用できます。複数の端末で同時に同じ ID でログインできます。セキュリティ等の理由から決済端末を特定したい場合は、ID を割り振りますので、事務局までお申し出ください。
- 2-5 Q. 店舗で決済履歴は確認できますか？  
A. 決済アプリ又はインターネットサイトで履歴の確認は可能です。データは CSV 形式でのダウンロードも可能です。
- 2-6 Q. 決済アプリ上で使用できる機能は他にありますか？  
A. アプリ版を利用している消費者に対して、イベント告知や独自クーポンの発行、アンケートなどの機能が無料で利用できます。
- 2-7 Q. 決済アプリをインストールしたスマホを機種変更した場合の引継ぎ方法は？  
A. 携帯電話番号に変更がない機種変更であれば、新しいスマホにアプリをダウンロードし、ID とパスワードでログインして下さい。電話番号の変更がある場合は、機種変更する前のスマホで「マイページ→2段階認証設定 解除」してから、新しいスマホでログインして下さい。
- 2-8 Q. 問い合わせ窓口は？  
A. お問い合わせは、市商工観光課（TEL：0765-23-6195、Email：syokokanko@city.uzu.lg.jp）にお願いいたします。

### 3. 決済方法について

- 3-1 Q. カードタイプの表面、裏面の使い分けは？  
A. 表面（ミラたんの顔がデザインされている面）の QR コードは、

追加チャージと行政コインが使えます。裏面（ミラたんの頭がデザインされている面）の QR コードはプレミアム発行のポイントが使えます。表面が通常の利用、裏面が臨時発行の利用というすみ分けです。

【表面】

チャージ分、行政コイン分



【裏面】

プレミアム発行分



- 3-2 Q. 決済額の入力間違いがあった場合、取消はできますか？  
A. 店舗の決済アプリ又はネットの店舗管理画面でキャンセル処理ができます。ただし、月をまたいでのキャンセルはできません。
- 3-3 Q. 残高が不足する場合はアプリ上で確認できますか？  
A. 不足する場合は、決済時にアプリ上に不足金額が表示されますので確認可能です。
- 3-4 Q. ミラペイと現金併用で支払いはできますか？  
A. 併用も可能ですが、事業者様の判断に任せます。
4. 換金（決済振込）について
- 4-1 Q. 振込口座の登録はどのようにすれば良いですか？  
A. 取扱店登録申込書に口座情報を記入して下さい。
- 4-2 Q. 決済額の振込日は？  
A. 月末締めで5営業日に登録口座に振り込みとなります。
- 4-3 Q. 振込時に印字される振込元の名称は？  
A. 「フェリカポケットマーケティング（カ）」と印字されます。
- 4-4 Q. 請求書の提出は必要ですか？  
A. 決済情報はリアルタイムで集計されていますので、改めて請求書の提出は必要ありません。月に1回の割合で自動的に支払いが行われます。
- 4-5 Q. 決済額が少なくても月1回振り込みがありますか？  
A. 一ヶ月の決済額が1,000円未満の場合は翌月に繰り越しとなり、翌月分とあわせて精算となります。
- 4-6 Q. 換金手数料はかかりますか？

A. 換金の際は、振込手数料として1回あたり 300 円（税込）必要です。その他、決済手数料として決済額の1%（税込）を差し引いた額をご指定の口座に振り込みます。

4-7 Q. 決済手数料は全ての決済にかかりますか？

A. MiraPay 発行記念のプレミアム付ミラペイ（R3.7 発行）については、市の消費喚起施策としての位置付けなので、手数料1%は市が負担します。この決済分については振込手数料 300 円のみ事業者様でご負担ください。

4-8 Q. 決済手数料の負担のすみ分けは？

A. 決済手数料は1%ですが、カードの場合で説明すると、表面（コイン）の部分の決済は事業者様に負担頂き、裏面（ポイント）の部分の決済は市の負担となります。

4-9 Q. プレミアム付ミラペイの有効期限（11/30）が過ぎたら、誤って QR コードを読み込んだ場合、エラーメッセージは出ますか？

A. 有効期限が過ぎたポイントは、システム上で決済できない仕様になっています。

## 5. 取扱できない品目について

5-1 Q. 取扱できない品目やサービスはどのようなものですか？

A. 取扱できないものは以下のとおりです。

- (1) 出資や債務の支払い
- (2) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券等）、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (5) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除くものに係る支払い
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするものうち、ポイント等の使用期限を超えるもの
- (8) 各取扱店が使用を不可としたもの
- (9) その他、取扱いが不相当と市が認めるもの

6. 消費者からの質問（想定）

- 6-1 Q. スマホアプリ版はすぐに使えますか？  
A. アプリ版は8月からのサービス提供の予定です。
- 6-1 Q. スマホアプリ版とカード版の両方で同時に使用できますか？  
A. アプリ版に残高移行した後は、カードは使用できなくなります。
- 6-2 Q. 残高の確認はどのようにすればできますか？  
A. アプリ版の方はアプリ上で確認ができます。カード版の方は裏面にある「残高確認 QR コード」からインターネットサイトにアクセスして残高確認することができます。
- 6-3 Q. 追加でチャージした電子コインを使用した場合、ポイント等はずきますか？  
A. 恒常的に付加されるポイントはありますが、キャンペーン的にポイント付加の可能性はあります。
- 6-4 Q. ミラペイ（カード版）を紛失した場合、再発行できますか？  
A. 再発行はできません。したがって、未使用の電子マネー等も使用できなくなります。新たに発行する場合は新しいユーザーとしての登録となります。
- 6-5 Q. 行政コインを受け取るために、事前に自分でミラペイを用意する必要がありますか？  
A. 事前に用意する必要はありません。行政コインを付加している市役所担当課にお問合せ下さい。